

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 2級地 10.72円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)			30日あたり (円)		備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	181	1,940	194	58,209	5,821		
要支援 2	310	3,323	333	99,696	9,970		
要介護 1	536	5,745	575	172,377	17,238		
要介護 2	602	6,453	646	193,603	19,361		
要介護 3	671	7,193	720	215,793	21,580		
要介護 4	735	7,879	788	236,376	23,638		
要介護 5	804	8,618	862	258,566	25,857		
		1日あたり (円)			30日あたり (円)		算定回数等
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
身体拘束廃止未実施減算	なし						
入居継続支援加算	なし						
生活機能向上連携加算	なし						
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	あり	10	107	11	3,216	322	
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1,286	129	38,592	3,860	
医療機関連携加算	あり	80	-	-	857	86	1月につき
口腔衛生管理体制加算	なし						
栄養スクリーニング加算	なし						
退院・退所時連携加算	なし						
看取り介護加算	なし						
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	(Ⅲ)	6	64	7	1,929	193	
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 8.2%				1月につき	
介護職員特定処遇改善加算	(Ⅱ)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 1.2%				1月につき	

## (加算の概要)

### ・身体拘束廃止未実施減算

事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、具体的に以下のことを行っていない場合に、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位から減算となる。

- ①やむを得ず身体拘束を行う場合の記録を適正に行っていない。
- ②身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- ③身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は定期的な研修を実施していない。

### ・個別機能訓練加算

- ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。  
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

### ・夜間看護体制加算【要支援は除く】

- ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
- ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

### ・若年性認知症入居者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていること。

### ・医療機関連携加算

- ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
- ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。

### ・口腔衛生管理体制加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていること。

### ・栄養スクリーニング加算

サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有していること。

### ・退院・退所時連携加算

医療提供施設（病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）を退院・退所した利用者を受け入れた場合。

- ①入居日から30日間に限る。
- ②利用者が過去3か月の間に、当該特定施設に入居したことがない場合に限る。  
なお体験入居を挟んだ入居、並びに短期利用特定施設を利用し引き続き入居した場合は、30日から該当日数を除く。
- ③30日を超える医療提供施設への入院・入所後に再入居した場合も算定対象となる。

### ・看取り介護加算【要支援は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。

### ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

前年度(3月を除く)における看護・介護職員の総数の内、常勤職員の占める割合が75%以上。

### ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）及び介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅱ）

別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。